

災害対策のための補助金 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の活用について (福祉のまちづくり課)

本補助金は、既存高齢者施設等の防火・防災対策整備に要する費用に対し、高齢者施設等の防災体制の強化に資することを目的として補助するもので、具体的な補助対象は以下の事業となります。

【補助対象】

- ・ 非常用自家発電設備の整備
- ・ 給水設備の整備
- ・ 水害対策強化
- ・ 感染症拡大防止のための換気設備の整備

補助額や必要書類等の詳細な情報は以下のホームページに掲載しております。

https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/shakaifukushihojin/shisetsu/seibi_hojyokin/tikikaigohukusikukan.html

例年のスケジュール

令和4年度介護保険サービス事業者等に対する集団指導
西宮市からの伝達事項【資料⑨】

補助前年の2～3月頃にホームページを更新。（補助対象や必要書類の公開）

補助前年の5月末までに相談及び必要書類を提出。
本市での予算措置や法人審査会による審査後、市から国へ事前協議。

補助を受ける年の9～10月頃に国の内示。これを受けて市から法人に対し内示。

11～12月頃に国から市への交付決定、これを受けて法人と市の間で交付申請及び交付決定。

交付決定後、事業着手。原則当該年度で事業終了。

3～4月にかけて実績報告、補助金の支払い。

注意事項とお願い

- ・スケジュールの例外として、国の補正予算による2次協議などがある場合があります。
その際も当該ホームページ上で募集する予定であるため、随時確認してください。
- ・補助金はすべて国及び市の予算措置が前提となるため、補助は一部又は全部が出ないこと、事業所によっては補助対象でないこともあります。
- ・不明な点等があれば、福祉のまちづくり課・施設・介護人材対策推進チーム（0798-35-3050）まで問合せ、相談してください。